

春日部市条例第 28 号

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

岩 谷 一 弘

春日部市介護保険条例の一部を改正する条例

春日部市介護保険条例（平成18年条例第27号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあつては、当該改正後の条を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 （令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減額の特例）</p> <p>第11条 第18条第1項各号の規定にかかわらず、第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及びすべての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で令附則第25条及び前条の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの（以下この項において「みなし課税者」という。）がいる場合であつて、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（第12条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。）が、当該みなし課税者に令附則第25条及び前条の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階（次項において「令附則第25条等非適用保険料段階」という。）よりも保険料率の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減額する。</p> <p>2 前項の規定による減額後の令和8年度分の保険料の額は、令附則第25条等非適用保険料段階の保険料率により算定した保険料の額とする。</p> <p>3 第1項の規定による保険料の減額については、保険料の納付義務者の申請を要しない。</p>	<p>附 則</p>

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第11条の規定は、令和8年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の附則第11条の規定は、令和8年度分の保険料について適用し、令和7年度分の保険料については、なお従前の例による。